

所沢市立所沢中学校後援会会則（令和7年5月改正）

第1章 総則

第1条（名称及び事務所）

本会は所沢市立所沢中学校後援会と称し、事務所を同校内に置く。

第2条（目的）

本会は所沢中学校教育の充実振興に寄与することをもって目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）学校施設充実のための援助
- （2）生徒奨学、厚生施設の援助
- （3）教職員の研究、修養、厚生に関する援助
- （4）その他必要と認める事項

第2章 組織

第4条（会員）

本会は本会の趣旨に賛成するものをもって会員とし、所沢中学校PTA会員にして本会会員たるものを正会員、その他当会の目的に賛同し本会を援助するものを特別会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長3名以上、会計2名以上、幹事若干名、監査2名以上、常任理事若干名。但し、必要に応じ会長指名により変更することができる。

第6条（任務）

本会の役員の任務は次のとおりとする。

- （1）会長は本会を代表して会務を掌理すると共に、各種会議を招集してその運営にあたる。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。
- （3）会計は会計にあたる。
- （4）幹事は庶務にあたる。
- （5）監査は会計を監査する。
- （6）常任理事は本会の事業及び重要事項を審議し、執行する。

第7条（役員を選出）

役員を選出は次のとおりとする。

- （1）会長及び監査は常任理事会において会員中より選出し、総会の承認を得るものとする。
- （2）副会長、会計は会長が指名し常任理事会の承認を得る。幹事は会長が委嘱する。
- （3）常任理事は各支部並びに委員会より選出する。

第8条（役員任期）

役員任期は1カ年とする。但し再任を妨げない。

第9条（学校長）

学校長は全ての会議に出席して質問に答え、意見を述べる事ができる。

第10条（顧問・相談役）

本会に顧問、相談役を置くことができる。

顧問・相談役は常任理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第3章 会議

第11条（会議）

本会の会議は総会及び役員会（本部会、常任理事会等）とする。

第12条（総会）

総会は毎年一回開き、予算、決算、事業計画、役員選出、会務報告、その他必要事項を審議する。ただし、会長が認めた時は臨時総会を開くことができる。総会並びに臨時総会は、委任状を含め全正会員の過半数の議決権行使をえて成立し、提出された議案は議決権行使数の過半数で決する。

第4章 会計

第13条（会費）

本会の会費は年額2000円とする。

ただし既納の会費は返金しないものとする。

第14条（会計）

本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第15条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 付則

第16条（変更）

本会の会則変更は総会の決議による。

第17条（施行、改正）

本会則は昭和39年5月22日より施行する。

昭和62年5月 9日一部改正

平成15年4月18日一部改正

平成20年3月 8日一部改正

平成29年4月22日一部改正

令和 4年4月23日一部改正

令和 5年5月 2日一部改正

令和 7年5月23日一部改正